

令和元年第2回潟上市議会定例会会議録（4日目）

○開 会 令和元年 6月28日 午後 1：30

○閉 会 午後 3：07

○出席議員（17名）

1番 鈴木 壮 二	2番 戸 田 俊 樹	3番 菅 原 理恵子
4番 瓜 生 望	5番 鈴 木 斌次郎	6番 佐 藤 敏 雄
8番 中 川 光 博	9番 澤 井 昭二郎	10番 佐 藤 義 久
11番 伊 藤 正 吉	12番 藤 原 典 男	13番 堀 井 克 見
14番 菅 原 秀 雄	15番 小 林 悟	16番 大 谷 貞 廣
17番 児 玉 春 雄	18番 西 村 武	

○欠席議員（1名）

7番 鑑 仁 志

○説明のための出席者

市 長 藤 原 一 成	副 市 長 栗 山 隆 昌
教 育 長 工 藤 素 子	総 務 部 長 菅 原 靖 仁
市民生活部長 菅 原 剛	福祉保健部長兼福祉事務所長 仲 山 和 法
産業建設部長 櫻 庭 春 樹	上下水道局長 渋 谷 一 春
教 育 部 長 鑑 孝 子	農業委員会事務局長 児 玉 正 生
総 務 課 長 米 谷 裕 二	企画政策課長 千 葉 秀 樹
財 政 課 長 伊 藤 貢	学校教育課長 山 田 敬 輔

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 門 間 正 博 議会事務局次長 児 玉 亮 悦



令和元年第2回潟上市議会定例会日程表（第4号）

令和元年 6月28日（4日目）午後1時30分開議

会議並びに議事日程

- 日程第 1 議案第32号 潟上市森林環境譲与税基金条例（案）について
- 日程第 2 議案第33号 潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 3 議案第34号 潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 4 議案第35号 潟上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 5 議案第36号 潟上市飯田川社会福祉会館条例を廃止する条例（案）について
- 日程第 6 議案第37号 潟上市飯田川高齢者生きがい対策創作館設置条例を廃止する条例（案）について
- 日程第 7 議案第40号 令和元年度潟上市一般会計補正予算（第2号）（案）について
- 日程第 8 議案第41号 令和元年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について
- 日程第 9 議案第42号 令和元年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）について
- 日程第10 議案第43号 令和元年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について
- 日程第11 議案第44号 令和元年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）（案）について
- 日程第12 陳情第 3号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める陳情

- 日程第 1 3 陳情第 5 号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・  
国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法  
に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める  
陳情
- 日程第 1 4 陳情第 6 号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情
- 日程第 1 5 陳情第 7 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合 2 分の 1 復元を  
はかるための、2020 年度政府予算に係る意見書採択の  
陳情について
- 日程第 1 6 陳情第 8 号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・  
国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法  
に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める  
陳情
- 日程第 1 7 陳情第 9 号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の  
撤回を求める意見書の採択を求める陳情書
- 日程第 1 8 陳情第 10 号 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する  
陳情
- 日程第 1 9 報告第 4 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることにつ  
いて）
- 日程第 2 0 同意第 2 号 潟上市教育委員会委員の任命について
- 日程第 2 1 議員派遣の件について

午後 1時30分 開会

○議長（西村 武） 皆さんこんにちは。

傍聴者の皆様、大変ご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員は17名であります。

7番鑑 仁志議員から欠席の届出がありますのでご報告を致します。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

なお、本日28日付で報告第4号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）及び同意第2号、潟上市教育委員会委員の任命についてが追加提案されております。

議会運営委員会において当局より提案理由の説明を受けた結果、陳情第10号までの採決後に日程第19及び日程第20として本日の会議で取り扱うことと致しましたので、ご報告を致します。

ここで、市長より発言の申し出がありますので、これを許します。藤原市長。

○市長（藤原一成） 本定例会に追加提案しました議案について概要を申し上げます。

1点目は、本市の職員が草刈り作業時の飛び石により自動車のガラスを破損したことについてであります。

まず、このような事案が発生したことは、被害者及び市民の皆様にも、まずはじめにお詫びを申し上げたいと思います。申し訳ございませんでした。

本事案について、相手方との示談により、損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたことからご報告するものでございます。

2点目は、人事案件として、教育委員会委員1名を任命することについて、議会の同意を求めるものでございます。

適切なるご決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【日程第1、議案第32号 潟上市森林環境譲与税基金条例（案）について から 日程第18、陳情第10号 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情まで】

○議長（西村 武） 日程第1、議案第32号、潟上市森林環境譲与税基金条例（案）についてから日程第18、陳情第10号、米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情までを一括議題と致します。

各常任委員会並びに予算特別委員会に付託されました議案等の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

なお、各常任委員長報告の後、条例（案）及び陳情について、議案ごとに質疑、討論、採決までを行います。令和元年度各会計補正予算（案）については、特別委員長報告の後、討論、採決を行います。

報告の順序は、総務文教常任委員長、社会厚生常任委員長、産業建設常任委員長、予算特別委員長の順に行います。

はじめに、総務文教常任委員長の報告を求めます。10番佐藤総務文教常任委員長。

### 【総務文教常任委員長の報告】

○総務文教常任委員長（佐藤義久） 令和元年第2回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 令和元年6月20日
2. 出席委員 瓜生 望、鈴木斌次郎、堀井克見、西村 武、鑑 仁志、佐藤義久
3. 説明当局 副市長、教育長、総務部長、教育部長、議会事務局長、各関係課長
4. 書記には、総務部 財政課 櫻庭満久さんをお願いしてございます。
5. 審査の経過と結果について申し上げます。

議案第33号、潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、民間労働法制において時間外労働の上限規制等が導入されたこと及び国家公務員についても超過勤務命令を行うことができる上限が人事院規則で定められたことに伴い、市職員についても同様の措置を講じる必要があるため、条例の関係部分を改正するものです。

委員からはこの条例改正により、職員にどのような影響があるのかについての質問があり、当局からは、職員の時間外勤務について、市職員の勤務時間、休暇等に関する規則において上限を定めるものです。昨年度はこの上限以上に時間外勤務している職員もおりますが、その要因の分析等を行いながら、職員の配置等で業務量が偏らないように配慮するとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第35号、潟上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、放課後児童支援員資格の有効期限について質問があり、当局からは、期限はないが毎年スキルアップ研修が実施されているとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第36号、潟上市飯田川社会福社会館条例を廃止する条例（案）について。

本条例は、老朽化に伴い、飯田川社会福社会館を解体するため、条例を廃止するものです。

委員からは、施設の解体に伴い、施設を利用してきた市民に不便が生じる懸念について質問があり、当局からは、解体方針について事前に説明会を開催した上で、近隣の飯塚児童館等を利用しているとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第37号、潟上市飯田川高齢者生きがい対策創作館設置条例を廃止する条例（案）について。

本条例は、老朽化に伴い、飯田川高齢者生きがい対策創作館を解体するため、条例を廃止するものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

陳情第3号、全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出することを求める陳情。

本陳情は、米軍基地に関することに地方議会として国策を否定する意見書の提出はできかねることから、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

陳情第5号、辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情。

本陳情は、新基地建設については、既に工事に着工していることから、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

陳情第6号、地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情。

本陳情は、地方財政の確立を目指すとの趣旨は理解できることから、全会一致で採択すべきものと決しました。

陳情第7号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の陳情について。

本陳情は、教育の充実につながるとの観点から、願意妥当と認め、全会一致で採択すべきものと決しました。

陳情第8号、辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情。

本陳情は、陳情第5号と同様の趣旨であり、既に不採択とすべきものと決していることから、不採択とすべきものと決しました。

陳情第9号、日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書。

本陳情は、沖縄基地問題同様に、地方議会として意見書の提出はできかねることから、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

陳情第10号、米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情。

本陳情は、既に新基地建設に取りかかっており、宜野湾市民の負担軽減のために移設を促進することについては理解できることから、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会の報告とします。

○議長（西村 武） ただいま委員長から報告のありました、議案第33号、潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第33号は、委員長報告のとおり可



決されました。

次に、議案第35号、潟上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。6番佐藤敏雄議員。

○6番（佐藤敏雄） お疲れさまでございます。

私の方から一点確認で質問させていただきます。

委員からは、放課後児童支援員資格の有効期限について質問がありという所なんですけれども、期限はないが毎年スキルアップ研修が実施されているということですが、スキルアップ研修の内容等についても議論されておりますようでしたら、その点をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（西村 武） 10番佐藤委員長。

○総務文教常任委員長（佐藤義久） そのことにつきましては、スキルアップ研修の内容については質疑されておられません。

○議長（西村 武） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第35号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号、潟上市飯田川社会福祉会館条例を廃止する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） 飯田川社会福祉会館は、老朽化のため解体するということですが、確かに老朽化かなりしておりましたけども、この社会福祉会館は地元の住民にとっては、当初これ、最初、若竹幼稚園ということで昭和32年にあったものを増改築しながら老人憩いの家と社会福祉会館と両方掛け合わせた施設としてこれまできたわけで

すけれども、その間、町の敬老式とか早朝健診、様々なものに利用されてきました。特に老人憩いの家の方は、ご承知の方は知っていると思いますけども、大広間でカラオケとかもあって、すごく市民の皆様から利用されてこれまできたものであります。老朽化したからといっても、あそこの古い所があそこの住民にとってはすごく利用しやすいとか、落ち着くとか、今これ見れば飯塚児童館等を利用されているという回答でございましたけども、そこで質問ですけども、この解体方針について事前に説明会を開催した上で近隣の飯塚児童館等を利用させていただいているという回答ですけれども、その際あれですか、この説明会を開催したとき、利用者からどのようなご意見があったかどうかの質疑がなかったかどうかについてお答え願います。

○議長（西村 武） 10番佐藤委員長。

○総務文教常任委員長（佐藤義久） 残念ながら利用者からのご意見などは報告ありません。ただ、当局から、老朽化に伴って解体ということで、これに代わる施設については、先ほども報告しました飯塚児童館を使ってもらっていると、それから利用しておった団体につきまして、近くの児童館を使っておるという先ほども話しましたが、そのほかに町内にも集会施設がありますので、そちらで活動しているという状況になっているという説明でした。

以上です。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第36号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号、潟上市飯田川高齢者生きがい対策創作館設置条例を廃止する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） この飯田川高齢者生きがい対策創作館についてでありますけれども、この施設についても秋田県で初めて高齢者生きがい対策の事業として第1号としてこの会館が設置された施設でありますけれども、昭和40何年頃でしたかな、それで、これまで陶芸館とか、あとは老人の人たちのしめ縄づくりとか様々なもので活用してきましたけれども、この施設についても当然関係者に説明されたと思っておりますけれども、その件について説明と、その利用者についての質疑等はありませんでしたか。

○議長（西村 武） 10番佐藤委員長。

○総務文教常任委員長（佐藤義久） 補足説明でありますけれども、施設の場所は飯田川の議員ご承知の場所かと思えます。木造の平屋で平成29年度末で指定管理を終了して、平成30年4月からは施設利用を中止しております。こういうお話でした。質疑の中を紹介致しますと、議員から先ほどの議案第36号と同様の飯田川高齢者生きがい対策創作館を老朽化に伴って解体するということだが、これからの時代、ますます高齢化が進んでくるわけですが、この施設の利用されてきた方々に対して、これに代わる施設について、どのように考えているかと。また、1日当たりどのくらいの方がこの施設を利用しているか、当局は施設を、陶芸を行う会館で利用してきた団体は今現在、飯田川公民館の隣にある陶芸館を利用しております。今までの利用実績ですが、年間240人から250人程度の利用となっておりましたとの答弁に、委員は、施設利用者は陶芸だけの方だけでしたかと、また、その方々は現在陶芸館を利用しており、特に支障はないかということ、当局からは、平成30年度以降の活動は陶芸館でしたが、利用に関して特に不便しているといった連絡も入っていないことから、問題はないと考えておりますとの答弁をいただいております。

以上です。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立全員です。したがって、議案第37号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情第3号、全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番(藤原典男) 賛成少数ということでしたけれども、この賛成少数の意見はどのような意見でございましたでしょうか。

○議長(西村 武) 10番佐藤委員長。

○総務文教常任委員長(佐藤義久) 委員個人の名前は伏しますけれども、継続しておりましたけれども、ご意見を伺ったところ、不採択とすべき、不採択とすべき、不採択とすべき。理由としては、ある委員からは、米軍基地に関する国防・外交等に一地方議員の私は意思表示できない、継続すべきという意見もありました。採決の結果、賛成少数の不採択とすべきものと決したところであります。

以上です。

○議長(西村 武) 12番藤原議員。

○12番(藤原典男) 賛成少数だった方の意見はどのような意見があったのか、なくてこのように採決したらこういうふうになったのか、そこら辺お願いします。

○議長(西村 武) 10番佐藤委員長。

○総務文教常任委員長(佐藤義久) 賛成少数でというのは、継続という方がおりました、賛成という形、賛否をとった段階で不採択が多かったので、結果、そういうふう結論づけました。

以上です。

○議長(西村 武) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。12番藤原典男議員。原案に対して賛成の方、藤原典男議員の討論を許します。

○12番(藤原典男) 私は陳情第3号、全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を

提出する事を求める陳情に対しては、採択すべきだということで討論したいと思いません。

この中身を見ますと、国策を否定する意見書の提出はできかねることとありますけれども、これは国策を否定する意見書ではなくて、例えば夜間飛行とか騒音、それから事故が起きたとか、それから、事件が起きた際の対応が、警察、司法も含めて、非常に今、日本の権力が及ばないところがあるので、それを改善していただきたいということなんです。これは全国知事会で一致して上げたものですから、市町村についても同様のことがあれば、やはりこれは全国知事会で上げたものを私は支持していくべきだと思いますので、これが採択すべきだという理由でございます。

以上で終わります。

○議長（西村 武） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第3号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。よって、この陳情の採決は、採択について諮ることになりますので、お間違いにならないようにしていただきたいと思えます。陳情第3号を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立少数です。したがって、陳情第3号は、不採択とすることに決定致しました。

次に、陳情第5号、辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 既にこの工事は着手しておりますけれども、沖縄の県民の世論は、やはり反対ということなんですね。ですから、民主主義的に見れば地元の声を尊重するというのが筋だと思いますけれども、そこら辺の議論とかはありましたでしょうか。

○議長（西村 武） 10番佐藤委員長。

○総務文教常任委員長（佐藤義久） 議論は特にありませんでしたけれども、これを議論というかどうか、既に報告したとおり工事も開始していることだということと、意見の

ない方もおりましたけども、継続という方がよいという方もおりました。採決した結果、賛成少数で不採択としたところであります。

以上です。

○議長（西村 武） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。12番藤原典男議員、これは原案に対して賛成の発言ですので許します。

○12番（藤原典男） 私は陳情第5号、辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公平に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情について、採択すべきだという立場で討論致します。

沖縄の民意は、辺野古基地反対を掲げた玉城デニー氏が当選致しました。その後、県知事が当選した後に県民世論を問うということで、基地建設がいいのか悪いのかという県民投票をやりましたけれども、もう7割以上の方が反対だという民意が出ました。

私は、政府のやることはともかくも、地元の意見をしっかり行政に取り入れて、それを尊重すべきだというのが私は政治ではないかなと思います。ですから、この陳情書は当たり前の陳情であって、採択すべきだということで討論を終わります。

○議長（西村 武） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第5号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。よって、この陳情の採決は採択について諮ることになりますので、お間違いのならないようにしていただきたいと思います。それでは、陳情第5号を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立少数です。したがって、陳情第5号は、不採択とすることに決定致しました。

次に、陳情第6号、地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第6号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立全員です。したがって、陳情第6号は、委員長報告のとおり採択することに決定致しました。

次に、陳情第7号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第7号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立全員です。したがって、陳情第7号は、委員長報告のとおり採択することに決定致しました。

次に、陳情第8号、辺野古新基地建設の即時中止と普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的義論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情につきましては、既に同じ内容の陳情が不採択とされておりますので、陳情第8号は不採択とされたものとみなします。

12番藤原典男議員。

○12番(藤原典男) 出所が違うと思いますので、前の陳情が不採択となっても、これに対するまた意見というのが一つ一つ採決すべきじゃないかなと思いますけれども、ど

うでしょう。

○議長（西村 武） それでは、こちらの方から説明します。

陳情第5号と同一趣旨であり、陳情第5号は先ほど不採択と決定されておりますので、一時不再議の原則により、議決不要としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「暫時休憩」の声あり）

○議長（西村 武） 暫時休憩します。

午後 2時00分 休憩

.....  
午後 2時03分 再開

○議長（西村 武） 会議を再開します。

これから陳情第8号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。よって、この陳情の採決は採択について諮ることになりますけれども、お間違いにならないように。陳情第8号を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立少数です。したがって、陳情第8号は不採択とすることに決定致しました。

次に、陳情第9号、日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書について、私は採択すべきということで討論を致します。

政府として、先住民族と認識しているのはアイヌの人だけであり、アイヌの人たちは先住民族と認めるよう国に要望もし、運動もしてきた歴史的な経緯があります。しかし、沖縄の人たちは、これまでそうした民族としての運動や要望をしてきた事実はありません。陳情の趣旨は賛同できるものであります。ただ、意見書の提出を求めており、意見書案の文言には賛同できない部分があります。陳情者個人の見解を述べた部分や反差別国際運動や市民外交センター、故翁長元知事や参議院議員の糸数慶子氏などへの批判



的な文言は削除して陳情趣旨のみを短文で意見書にしたらよいのではないか、これが私の意見でございます。どうぞ採択に賛同くださるよう、宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第9号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。よって、この陳情の採決は採択について諮ることになりますので、お間違いにならないようにしていただきたいと思えます。それでは、陳情第9号を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立少数です。したがって、陳情第9号は、不採択とすることに決定致しました。

次に、陳情第10号、米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第10号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立多数です。したがって、陳情第10号は、委員長の報告のとおり採択することに決定致しました。

（「休憩」の声あり）

○議長（西村 武） 今、休憩の動議が出ましたので、宜しいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） それでは、2時半まで休憩します。

午後 2時18分 休憩

午後 2時30分 再開

○議長（西村 武） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

次に、社会厚生常任委員長の報告を求めます。15番小林社会厚生常任委員長。

【社会厚生常任委員長の報告】

○社会厚生常任委員長（小林 悟） それでは、令和元年第2回定例会におきまして社会厚生常任委員会審査の報告を致します。

令和元年第2回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告致します。

1. 審査年月日 令和元年6月20日
2. 出席委員 鈴木壮二、中川光博、澤井昭二郎、大谷貞廣、菅原理恵子、小林 悟、全員であります。
3. 説明当局 市民生活部長、福祉保健部長兼福祉事務所長、各関係課長
4. 書記 市民生活部 市民課 菅原 誠さんをお願いしております。
5. 審査の経過と結果について

議案第34号、潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成31年政令第118号）の施行に伴い、同令で定める基準に準拠し低所得者の介護保険料の軽減強化を図るため、条例の関係部分を改正するものであります。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、社会厚生常任委員会の報告と致します。

○議長（西村 武） ただいま委員長から報告のありました、議案第34号、潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第34号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。11番伊藤産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長の報告】

○産業建設常任委員長（伊藤正吉） 令和元年第2回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 令和元年6月20日
2. 出席委員 戸田俊樹、藤原典男、菅原秀雄、児玉春雄、佐藤敏雄、伊藤正吉
3. 説明当局 産業建設部長、上下水道局長、農業委員会事務局長、各関係課長
4. 書記には、上下水道課の齋藤和也さんをお願いしております。
5. 審査の経過と結果についてです。

議案第32号、潟上市森林環境譲与税基金条例（案）について。

本条例は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の制定に伴い、国から譲与される森林環境譲与税を適正に運用するため、基金を設置する必要があることから、条例を制定するものです。

委員からは、基金である337万2,000円の算出基準についての質問があり、当局から、国の基金の原資は200億円で80%の160億円を市町村に、20%の40億円を都道府県に譲与し、内訳として人工林割が50%、林業就業者数割が20%、人口割30%で按分された額との回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会の報告とします。

○議長（西村 武） ただいま委員長から報告のありました、議案第32号、潟上市森林環境譲与税基金条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。13番堀井克見議員。

○13番（堀井克見） 伊藤委員長、ご苦労様でした。

今、委員長の方からの報告の中で、2行目ですが、国から譲与される森林環境譲与税を適正に運用するためと、適正に運用するためということなんですが、具体的には、この基金、当該潟上市においてこの基金目的というのは具体的にはどういうことで、国の制度上のやるということとはわかるんですが、どういう目的基金ですから目的を持って設置したのかということをおわせて、それから、具体的には今後、いろいろな森林といえども人工林、あるいはまた就業者等々のいろんな人口割等で按分されたといえますけれ

ども、今後、我が潟上市としては当初今337万いくらあるわけですけども、どういうふうな事業に充てて、目的基金を充てて、そしてこの潟上市全体のこの森林の環境というものを発展させていこうとしているのか、そこら審査されましたらお知らせいただきたいと思います。

ちなみに、これはかなり数年前から、国はもとより県議会議員の皆さんが動いていまして、日本の国というのは海に囲まれながら山国であるということで、環境保全、あるいは飲み水等の保全のためには欠かせないという要素であります。今さらという感じもするんですが、ただ、これはさらっと出てきましたが、今後の日本全体の環境なり、飲み水等々の発展というものにつなげていくなれば、相当大事な基金になるんじゃないかなと、これは海へも水田へもすべてのところにかかわってくる大事な一つのツールじゃないかなと思いますので、その点、所管の委員会としてどの程度掘り下げ、そしてウイングを広く議論されたのかお知らせいただきたいと思います。

○議長（西村 武） 11番伊藤委員長。

○産業建設常任委員長（伊藤正吉） 今後の市町村がこの基金をどのように施策に生かしていくか、その点についての質疑はありまして、森林環境譲与税の用途についての詳しい要領は、今後国から示されると思うので、その内容に沿った形で進めていきたいと考えておるといふ答弁でございました。

なお、今後、国の原資は令和元年度から令和3年度までは200億円ですけれども、令和4年から令和6年度は300億円を予定しているとの答弁でございました。

以上です。

○議長（西村 武） 13番堀井議員。

○13番（堀井克見） 先ほどの話じゃないけども、所管の委員会で審査した以上も以下も答えることできないということになると思うんですが、大事な行政分野であるがゆえに、我々の環境等々に直結してくる問題であります。ですから、私思うに、やっぱりここはきちっと337万2,000円というのは国からの、もうトンネル的にそれを受け入れて基金としたのか、あるいはまた、これに対して対応額を、独自の財源を積み上げて、そして将来にボリュームを持たせて、そしてこの地域の環境保全なりもろもろの使用にしていくのか、ここらやっぱり入り口が大事でありますから、そこらの議論は特別しなかったと。むしろ2年、3年のスパンで積み上がってきて、それを国の指針というよりも、やっぱり自らのこの基礎自治体としての潟上の主体的なやっぱり判断なり政策展開とい

うものが、この地域全体の、前段に申し上げたような要素を豊かにする私は一番のツールじゃなかろうかなと思うわけで、このことをお尋ねしているわけです。その点については、今回の段階では、今後の財源の内訳、市の対応等々については、特別質疑しなかったということなんですか。それとも、少しはしたということになりますか。いかがですか。もう一度お願いします。

○議長（西村 武） 11番伊藤委員長。

○産業建設常任委員長（伊藤正吉） この337万ですか、これについては、今後の市の林業の施策において環境の整備とかそのような形での基金としてまず積み立てていくものであって、今後のことについては先ほどもお話したとおり、国からの示された、後でいろんな施策については市の方で考えていくということですので、その内訳については特に議論なかったです。

○議長（西村 武） 13番堀井克見議員。

○13番（堀井克見） 議論ないものは当然答えられないということは、そういうことでしょうけれども、そもそもこの基礎的自治体、地方自治体において基金を設置するということは、これ目的なんですよ、財源の。目的がきちっとしない、国からの指示があれば云々じゃなくして、やっぱり独自のものをきちっと持ちながら、あるいは国の指示とあわせて、それぐらいのやっぱりスタンスがないと、私はやっぱりこの目的基金の本来の目的が非常にやっぱり、先細りになるのか将来どういう展開するのかということはやっぱり心配なところなんですよ。だから、今回はそれ以上も以下も質疑しませんでしたとなれば、わかりましたと言わざるを得ないんですが、どうぞひとつこの種のごことは、将来の我々の子々孫々までかかわる環境の問題でもありますから、どうかひとつ所管の委員会として、今後その機会があるならば、もう少し掘り下げ、ウイングを広げながら質疑していただければありがたいということを望んで終わりたいと思います。

以上です。

○議長（西村 武） ほかに質疑ありませんか。3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） 委員長、お疲れさまでございます。

337万2,000円の算出基準について、人工林割が50%、林業就業者数割が20%、人口割30%で按分されたということでありましたけれども、それぞれの金額等、当局から説明ありましたらその点についてお聞きしたいと思います。

○議長（西村 武） 11番伊藤委員長。

○産業建設常任委員長（伊藤正吉） 割合だけしか提示しなくて、それぞれの按分のその数字については説明ございませんでした。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 提案されております議案第32号、潟上市森林環境譲与税基金条例（案）についてでございますけれども、私は委員会の中では賛成しましたが、その後、よく調査しましたら、これは賛成できないということで反対討論と致します。

それで、この基金の原資は、住民税が課税されている方から1,000円を徴収するというものです。森林環境整備に関する税については、秋田県でも独自のものがあります。秋田県水と緑の森づくりの税があります。秋田県の場合は、県民税、市民税が課税されている方から、県では均等割4,000円、復興税として1,000円、そしてさらに今問題になっている秋田県水と緑の森づくり税としてしばらく前から800円が加算され、住民税が加算されている方は5,800円が徴収されております。政府でも森林税を今行おうとしているときに、秋田県の水と緑の森づくり税については、秋田県ではまだやめる方向ではありません。森林に対する税の二重取りになるのではないかということなんです。ですから、秋田県でもまだやめる方向ではありませんけれども、今の時点では二重取りになっていくということなので私は反対致します。

以上で終わります。

○議長（西村 武） ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立多数です。したがって、議案第32号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、予算特別委員長の報告を求めます。5番鈴木予算特別委員長。

**【予算特別委員長の報告】**

○予算特別委員長（鈴木斌次郎） 令和元年第2回定例会で本特別委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 令和元年6月20日、28日
2. 出席委員 鈴木壮二、戸田俊樹、菅原理恵子、瓜生 望、佐藤敏雄、鏡 仁志、中川光博、澤井昭二郎、佐藤義久、伊藤正吉、藤原典男、菅原秀雄、小林 悟、大谷貞廣、児玉春雄、西村 武、堀井克見、鈴木斌次郎
3. 説明当局 市長、副市長、教育長、各関係部課長
4. 書 記 議会事務局 石川保則さん。
5. 審査の経過と結果について

予算特別委員会に付託されました議案第40号、令和元年度潟上市一般会計補正予算（第2号）（案）についてから議案第44号、令和元年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）（案）についてまでを、先般6月20日に大綱質疑を行い、その後、常任委員会ごとによる分科会で詳細審査を行い、本日午前中には分科会委員長が報告致しました。その経過と結果についてご報告申し上げます。

なお、提出議案の内容につきましては省略させていただき、質疑のありました主な点についてのみご報告致します。

第1点として、プレミアム付商品券事業について、商品券と交換する期限はいつまでなのかについて。

第2点として、商品券を買った場合、利用できる期限や利用できる範囲の地域は限定されるのかについて。

第3点として、商品券についての罰則や規則があるのかについて。

第4点として、商品券を交換した際に利用できる商店名は添付するのかについて。

第5点として、6月の補正予算で今回どうしても予算計上できなかったものはないのかについて。

第6点として、天王こども園（仮称）をプロポーザル方式に変更したとのことだが、関連する予算はどうなるのかについてなどの質疑に対し、それぞれ当局から答弁がありました。

本委員会においては、詳細に審査するため、各常任委員会による分科会で審査を致しました。

分科会ではすべての審査を終了致しましたので、本日28日に各分科会委員長から詳細

な報告があったものであります。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第40号から議案第44号までについては、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算特別委員会の報告とします。

○議長（西村 武） ただいま委員長から報告のありました議案第40号から議案第44号までについて、これから順次、討論、採決を行います。

お諮りします。特別委員会において全会一致で可決すべきものと決定されました議案については、簡易採決により採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、特別委員会において全会一致で可決すべきものと決定された議案については、簡易採決により採決します。

はじめに、議案第40号、令和元年度潟上市一般会計補正予算（第2号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立多数です。したがって、議案第40号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号、令和元年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は、委員長の報告の



とおりの可決されました。

次に、議案第42号、令和元年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号、令和元年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号、令和元年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は、委員長の報告の



- 議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。
- 12番（藤原典男） 大分気をつけて作業していたと思うんですが、これはどれくらいの距離のところ、こういうふうになったのかということと、あとは、この中では相手方ということで住所、名前、書いておりますけれども、これ議会にあがるものですから個人名、住所はあげないでほしいとなった場合に、どうするのか、そこら辺は考えたことありますか、対応として。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまのご質問にお答えします。

今回の場所でありますけども、市有地の草刈りで道路から10数m離れている場所です。

それから、個人名が出ることにしましては、本人に確認済みであります。

以上です。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

**【日程第20、同意第2号 潟上市教育委員会委員の任命について】**

○議長（西村 武） 日程第20、同意第2号、潟上市教育委員会委員の任命についてを議題と致します。

同意第2号について提出者の説明を求めます。藤原市長。

○市長（藤原一成） それでは、議案書の3ページをお開き願います。

同意第2号、潟上市教育委員会委員の任命について。

下記の者を潟上市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 潟上市飯田川下虻川字城ノ後50番地

氏 名 山口義光

生年月日 昭和27年4月14日

令和元年6月28日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、潟上市教育委員会委員の鈴木政亜氏のご逝去されたことにより欠員が生じたことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を得て委員を任命しなければならないものであります。

山口氏については、次の4ページに略歴がございますのでご覧ください。

山口氏は、潟上市をご退職後、自治会活動に熱心に取り組み、平成28年からは自治会長として地域の取りまとめ役を果たされているほか、地元の小学校の学校ボランティアの一員として学校での様々な学校教育活動の際に率先して参加されております。

行政経験が豊富な上に地域の皆様や子どもたちからも大変信頼が厚く、教育委員としてふさわしい方であります。

なお、任期は4年でございます。

何とぞ、ご同意のほど宜しくお願い致します。

以上でございます。

○議長（西村 武） それでは、同意第2号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから同意2号を採決します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、同意第2号は、同意することに決定致しました。

#### 【日程第21、議員派遣の件について】

○議長（西村 武） 日程第21、議員派遣の件についてを議題と致します。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付したとおり派遣したいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、お手元に配付したとおり派遣することに決定致しました。

以上で、本定例会に付議されました案件はすべて議了致しました。

ここで市長より発言の申し出がありますので、これを許します。藤原市長。

○市長（藤原一成） 本定例会に当局より提出させていただきました議案について、すべてご可決いただき、まことにありがとうございました。

最終日には、本市の職員の飛び石の事案ということで、大変反省しております。また、

新たな事案も発生しており、また、議員の皆様方にご報告致さなければならない機会がございます。我々と致しましても、これ以上こういうようなことがないように嚴重に注意を重ね、さらに改善策を図っていきたいと考えております。

議員の皆様方におかれましては、これから本格的な夏がまいります。昨日は多少強い雨が降り、私ども市役所でも危機管理の方で夜遅くまで実に対応してございました。そういうことがないことを皆さんと一緒に祈るとともに、皆様方がこの夏、また、きちんと健康なお体で乗り切っていただいて、9月議会になりましたら、また様々なことをご相談させていただきたいと思っております。

本定例会、本当にありがとうございました。

○議長（西村 武） これをもちまして令和元年第2回潟上市議会定例会を閉会します。

どうもご苦労様でございました。

---

午後 3時07分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

潟上市議会議長 西 村 武

〃 署名議員 菅 原 理恵子

〃 署名議員 瓜 生 望